

堺市公報 号外第18号	令和4年10月5日発行
堺市公報	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課）
	堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<条例>

○堺市公告式条例の一部を改正する条例

【総務局行政部法制文書課】 2

本号で公布された条例のあらまし

○堺市公告式条例の一部を改正する条例（令和4年条例第26号）

市長その他本市の機関（教育委員会を除く。以下同じ。）が定める規則の公布等について、市長その他本市の機関等の署名及び押印を要しないこととするもの

条 例

堺市公告式条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年10月5日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第26号

堺市公告式条例の一部を改正する条例

堺市公告式条例（昭和25年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条を次のように改める。

（市長の定める規則の公布）

第3条 市長の定める規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び市長名を記入しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規則について準用する。

（市長の定める規程等の公表）

第4条 第2条第2項及び前条第1項の規定は、市長の定める規程等で公表を要するものについて準用する。

第5条の見出し中「規程」を「規程等」に改め、同条第1項中「第2条」を「第2条第2項及び第3条第1項」に、「教育委員会を除く市の機関」を「市の機関（教育委員会を除く。以下同じ。）」に改め、「規則」の次に「及び市の機関の定める規程等」を加え、「同条第1項中「市長」を「同項中「市長名」に、「当該機関又は当該機関の代表者」を「当該機関の名称又は当該機関の代表者の氏名」に改め、同条第2項を削る。

第6条中「規則、規程等又は」を「市長の定める規則及び規程等並びに」に、「規程等は」を「及び規程等は」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。